

・志賀原発運転差し止め訴訟（オ16回口頭弁論）

今回は
和田廣治（元県庁）
が意見陳述（また）
富山原告25人
意見陳述3人
（直木和由山崎）

富山、石川両県の住民らが、
志賀原発1、2号機（石川県
志賀町）の運転差し止めを北
陸電力に求めた訴訟の口頭
弁論が15日、金沢地裁（藤田

住民側主張は北日本
科学的でない1%
志賀原発訴訟で北電

石川、富山両県の住民ら
が志賀原発1、2号機の運
転差し止めを北陸電力に求
めた訴訟の第16回口頭弁論
は15日、金沢地裁であった。
北電側は、住民側が主張す
る耐震性の不安について

北電側「いたずらに非難」
志賀原発運転差し止め訴訟
金沢地裁

昌宏裁判長）であった。住民
側が主張する耐震性の不安に
ついて、北電側は科学的知見
に基づいていないと反論し
た。
北電側は準備書面で「考慮
する必要がない断層や、基準
地震動（耐震設計の目安とな
る揺れ）を超える地震が起き
たという仮定を述べているに
すぎない」と主張。1号機の
原子炉建屋直下にある「S-1
断層」は「将来活動する可
能性がない」と北電が実施し
た調査で確認しているとし
た。その上で「基準地震動を
超える地震が起きる可能性も
住民側が立証すべきだ」と反
論した。

「科学的知見に基づくとはい
えず、いたずらに非難し
ている」と主張した。
北電側は準備書面で、「住
民側は、考慮する必要がな
い断層や、基準地震動を超
える地震が起きたという仮

定を述べているにすぎない」と訴えた。1号機の原
子炉建屋直下にある「S-1
断層」は、調査の結果、「将
来活動する可能性がない」
と述べた。
昨年11月に志賀町などで
実施された原子力総合防災
訓練で、テレビ会議システ
ムが不通になるなど多くの
問題点があったという住民
側の主張には、「代替手段

を確保して実行しており、
訓練の有効性は否定し得な
い」と反論した。
建屋は「基準地震動を超
える地震が起きたとしても
重要な施設が直ちに機能を
喪失するわけではない」と
安全性を強調した。
原告の60代男性「富山市
」が意見陳述し、「原発が
なくても電力供給の問題は
ない」と訴えた。

（状況）判決は近いと想定される！

- ①私達の主張はオ16回の口頭弁論で出っくした
今後北電側の反論まっだけ
- ②北電側は 書面で反論 意見陳述はなし
引き延ばし作戦
- ③裁判所は 年内に「争点整理書面」を
原告 被告に渡すと表明！
どこが争点で噛み合っていないのか
議論される段階に入る

戦争法廃止の取り組み

・平和センターの取り組み 10月は
10.21です 動員をお願いします

・ 年内の計画は、

- 10月 19日(月) 18:00 CiC前広場
(安保破棄)
- 21日(水) 18:15 CiC前広場
- 11月 19日(木) 18:30 CiC前広場
- 12月 10日(木) 18:30 CiC前広場

10月だけは平和センターがこの間ずつ
と10.21 国際反戦デーを取り組んでき
て、すでに連絡してあるので別々に行う。
ただし、両集会で連帯の挨拶をする。

*各集会とも、戦争法・秘密保護法・派遣法廃止、TPP等の課題を訴えていく。